

平成28年第3回美幌町議会定例会会議録

平成28年 6月13日 開会

平成28年 6月14日 閉会

平成28年 6月14日 第2号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問 2番 大江道男君
- 日程第 3 承認第 4号 専決処分の承認について
[美幌町税条例等の一部を改正する条例]
- 日程第 4 承認第 5号 専決処分の承認について
[平成27年度美幌町一般会計補正予算(第13号)]
- 日程第 5 承認第 6号 専決処分の承認について
[平成27年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)]
- 日程第 6 承認第 7号 専決処分の承認について
[平成27年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)]
- 日程第 7 承認第 8号 専決処分の承認について
[平成27年度美幌町介護保険特別会計補正予算(第6号)]
- 日程第 8 承認第 9号 専決処分の承認について
[平成27年度美幌町公共下水道特別会計補正予算(第5号)]
- 日程第 9 承認第10号 専決処分の承認について
[平成28年度美幌町一般会計補正予算(第1号)]
- 日程第10 議案第47号 動産の取得について
(除雪グレーダ)
- 日程第11 議案第48号 動産の取得について
(クロスカントリースキーコース用圧雪車)
- 日程第12 議案第49号 工事請負契約の締結について
(美幌下水終末処理場水処理施設機械設備更新工事)
- 日程第13 議案第50号 工事請負契約の締結について
(美幌下水終末処理場水処理施設電気設備更新工事)
- 日程第14 議案第51号 美幌町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 日程第15 議案第52号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 日程第16 議案第53号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第17 議案第54号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第18 議案第55号 美幌町へき地保育所条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第19 議案第56号 美幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第20 議案第57号 平成28年度美幌町一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第21 議案第58号 平成28年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第22 議案第59号 平成28年度美幌町水道事業会計補正予算(第1号)について

○日程追加事件

- 追加日程第1 行政報告
追加日程第2 議案第60号 美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議事日程

- 日程第23 意見書案第4号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書について
日程第24 意見書案第5号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善を求める意見書について
日程第25 意見書案第6号 平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について
日程第26 意見書案第7号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しとすべての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書について
日程第27 報告第7号 平成27年度美幌町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
日程第28 報告第8号 一般財団法人美幌みどりの村振興公社の経営状況報告について
日程第29 報告第9号 専決処分の報告について
(町道第24号道路上の車両破損事故による損害賠償)
日程第30 報告第10号 専決処分の報告について
(美富団地3号棟駐車場倒木事故による損害賠償)
日程第31 報告第11号 専決処分の報告について
(発注業務に係る支払遅延による損害賠償)
日程第32 報告第12号 例月出納検査報告について(2月~4月分)
日程第33 閉会中の継続調査について

○出席議員

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 高橋秀明君 | 2番 大江道男君 |
| 3番 新鞍峯雄君 | 4番 上杉晃央君 |
| 5番 稲垣淳一君 | 6番 戸澤義典君 |
| 7番 早瀬仁志君 | 8番 岡本美代子君 |
| 9番 坂田美栄子君 | |
| 11番 橋本博之君 | 12番 中嶋すみ江君 |
| 13番 古舘繁夫君 | 議長14番 大原昇君 |

○欠席議員

- 副議長10番 吉住博幸君

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員

- 美幌町長 土谷耕治君 教育委員会 会長 沖田滋君
委員 長

農業委員会
会長 鈴木幸往君
監査委員 高木清君

選挙管理委員会
委員長 松本光伸君

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

副町長	平井雄二君	総務部長	広島学君
民生部長	高崎利明君	経済部長	矢萩浩君
建設水道部長	小西守君	病院事務長	但馬憲司君
会計管理者	植木恒則君	事務連絡室長	中村敏文君
総務主幹	石澤憲君	電算主幹	河端勲君
まちづくり主幹	露口哲也君	計画主幹	小室秀隆君
財務主幹	小室保男君	契約財産主幹	大場正規君
税務主幹	田中三智雄君	環境生活主幹	佐々木斉君
児童支援主幹	武田孝司君	福祉主幹	遠藤明君
健康推進主幹	佐藤和恵君	社会福祉主幹	多田敏明君
農政主幹	渡辺靖行君	耕地林務主幹	伊成博次君
商工主幹	後藤秀人君	観光主幹	那須清二君
建設主幹	川原武志君	施設管理主幹	中沢浩喜君
建築主幹	小西順君	水道主幹	御田順司君
病院総務主幹	遠國求君	事務連絡室次長	志賀寿君
教育長	平野浩司君	教育部長	高木恵一君
学校教育主幹	田村圭一君	学校給食主幹	石田勇一君
社会教育主幹	荒井紀光子君	町民会館建設主幹	斉藤浩司君
スポーツ振興主幹	浅野謙司君	博物館長	鬼丸和幸君
農業委員会事務局長	西俊男君	選挙管理委員会事務局長	谷川明弘君
		監査委員室長	

○議会事務局出席者

事務局長	藤原豪二君	次長	橋本美典君
議事係長	橋本勝君	議事係	寺田好君

午後 1時15分 開議

◎開議宣告

○議長（大原 昇君） こんにちは。御苦勞様です。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、これから平成28年第3回美幌町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、1番高橋秀明さん、2番大江道男さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（藤原豪二君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので、御了承願います。

なお、吉住議員、通院のため本日欠席の旨、届け出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議会運営委員長報告

○議長（大原 昇君） 昨日、議会運営委員会を開きましたので、委員長からその結果について報告を求めます。

11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） 昨日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容と結果について報告いたします。

町長から、美幌町立国民健康保険病院の外科医師の退職及び職員の懲戒処分について、追加の行政報告があります。

また、追加議案として、議案第60号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてが提出されましたので、本日、第2日目の議案第59号平成28年度美幌町水道事業会計補正予算（第1号）についての後に審議することに決定いたしました。

議員各位及び説明員の御理解と御協力をお願いいたしまして、議会運営委員長としての報告を終わります。以上です。

◎日程追加の議決

○議長（大原 昇君） お諮りします。

ただいま、議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、日程第22 議案第59号平成27年度美幌町水道事業会計補正予算（第1号）についての次に、行政報告及び議案第60号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第2までとし、それぞれ議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、行政報告、議案第60号を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第2までとし、それぞれ議題とすることに決定しました。

◎日程第2 一般質問

○議長（大原 昇君） 日程第2 一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順により発言を許します。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君）〔登壇〕 私は、既に通告しております2点につきまして、質問してまいります。

その第1は、要保護準要保護児童・生徒就学援助費の支給についてであります。

最初に、要保護準要保護児童・生徒就学援助費の支給についての国の通知についてお伺いいたします。

要保護準要保護児童・生徒就学援助費の支給申請受付は、年度が始まってからとなっております。小・中学校の入学準備時期であります2月・3月時点では、支給が間に合わず、生活困窮世帯にとっては、入学準備金を立てかえている状況にあります。

ことし5月24日の参議院文教科学委員会において、文部科学省初等中等教育局長は、児童・生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給できるよう、十分配慮するように、都道府県教育委員会に通知していると答弁していますが、国・北海道庁から町への通知内容について、お示しいただきたいと思っております。

2項目めは、要保護準要保護児童・生徒就学援助費の来年度からの入学前繰り上げ支給についてであります。

全国的に、要保護準要保護児童・生徒就学援助費の支給については、小・中学校入学前の入学準備金としての、自治体独自の繰り上げ支給が始まっております。繰り上げ支給のための予算の増額は必要ありません。

生活困窮者からも喜ばれると思われまので、美幌町においても、来年4月の入学前に、入学準備金が受け取れるよう、制度改正を行うべきと考えます。町としての考えをお伺いいたします。

2点目は、まちなか緑化の推進についてであります。

その一つは、第7期美幌町地域緑化推進計画の問題点と課題についてであります。

第7期美幌町地域緑化推進計画について、下記の項目ごとの到達状況と、問題点・課題をお示しいただきたいと思っております。

一つは、公園・緑地・街路・その他公共施設・工業用地・市街地空き地等の地域緑化の当面の目標についてであります。

2点目は、緑の保全推進協定の締結状況についてであります。

3点目は、公共施設環境活動里親制度の利用状況についてであります。

4点目は、道路・街路・工場・事業所・住宅団地等緑化、緑の創出に関する施策についてお示しいただきたいと思っております。

2項目めは、ボランティアサポートプログラムの推進についてお伺いをいたします。

美幌峠につながる白樺街道は、大変好評を博しておりますが、国道4本と交通の要衝にあります美幌町の中心部の市街地、まちなかの緑化・美化が課題となっているように思います。

そこで、北海道開発建設部が緑化費用を負担する、ボランティアサポートプログラムを推進すべきと考えますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 大江議員の質問にお答えを申し上げたいと思っております。

要保護準要保護児童・生徒就学援助費の支給については、後ほど教育委員会から答弁をさせていただきたいと思っております。

初めに、まちなか緑化の推進について。

第7期美幌町地域緑化推進計画の問題点と課題についてであります。1点目の御質問でございます。公園・緑地・街路・その他公共施設・工業用地・市街地空き地の緑化の当面の目標についてでございますが、計画においては平成27年度における目標値を、公園・緑地の緑化の面積を65万平方メートル、街路の緑化植栽延長を3

万3,000メートル、その他公共施設などの緑化の面積を450ヘクタールとしているところですが、達成状況など、現在の数字については、現在、策定中の緑の計画に合わせて集計を行っているところでございます。

2点目の緑の保全推進協定の締結状況は、現在、宅地開発が行われる際、都市計画法施行令に基づき、開発区域の3%以上の公園・緑地、または広場が設けられていることとされており、工業立地法では、敷地面積に対する緑地面積の規定があるなど、法律に基づいて緑地の推進が行われております。

そのため、土地の地上権者と緑化に関する協定の締結はございません。

3点目の公共施設環境活動里親制度の利用状況でございますが、現在、自治会・フラワーマスター・事業所・その他ボランティアの皆様が、河川・道路・その他公共施設における清掃、花苗の植栽の美化活動に取り組んでいただいております。

美化活動に取り組まれている皆様に、公共施設里親制度として申し込みを受け付けているわけではありませんが、ごみの回収においてボランティア袋の提供により、支援を行っているところでございます。

4点目の道路・街路・工場・事業所・住宅団地の緑化・緑の創出に関する施策についてでございますが、緑地の確保、造成に関する施策として、公園緑地と緑道の整備、都市施設等の緑化に関する施策として、道路・公園・学校などの緑化に取り組むこととされています。

緑化推進計画では、計画期間の中間地点において、計画の進行状況について検討を加え、その結果に基づき、後期5カ年の事業計画に反映させるなど、必要な措置を講ずるとされており、5カ年が経過して、その時期に当たっております。

なお、これまでの緑化推進において、目標達成には、いずれにおいても地域住民や

事業所の協力と理解が不可欠でございます。

より一層、ボランティア活動を推進していくために、ごみの回収におけるボランティア袋の提供など、町の支援内容を広く知っていただくことが必要であり、ボランティア活動を後押しするためにも、支援内容の周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、ボランティアサポートプログラムの推進についてでございますが、ボランティアサポートプログラムは、国が管理している道路（直轄国道）を対象として、自治会・事業所・商店街・サークル・グループなど、地域や企業の皆さんと市町村、道路管理者の三者が協力して、道路の清掃・緑化・美化活動を行って、地域にふさわしい道づくりを進めることを目的としています。

地域や企業の皆さんがボランティア活動の取り組み内容を決めた後、道路管理者との間に協定を締結、文書で交わした内容に基づいて活動が行われることとなります。

なお、市町村は協力者として、清掃活動によって集められたごみの回収や処理、道路管理者と地域や企業の皆さんとの窓口を務めております。

本町においては、美幌交通安全母の会と北見道路事務所との間で協定を締結、去る6月11日に国道243号線の清掃活動に従事していただき、この秋には国道240号線の清掃活動も予定されているところであります。

このボランティアサポートプログラムはボランティア活動を実施する地域住民の皆様を支えられている活動であり、町内の清掃活動や美化に結びつく取り組みであることから、町は連絡窓口を務めて、地域住民と道路管理者との円滑な活動推進に寄与することで貢献してまいりたいと考えているところであります。

以上、御答弁させていただきました。よ

ろしく願いをいたしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 大江議員の御質問に答弁させていただきます。

初めに、要保護準要保護児童・生徒就学援助費の支給についての国の通知についてであります。

要保護準要保護児童・生徒就学援助に関する通知内容であります。昨年度については、平成27年8月27日付けで、オホーツク教育局長通知として、平成27年度要保護児童・生徒援助費補助金の配分及び交付申請書の提出についてが通知され、その添付資料として、文部科学省初等中等教育局長及びスポーツ・青少年局長通知、平成27年度要保護児童・生徒補助金の事務処理についての写しが送付されたところあります。

その通知内容につきましては、要保護児童・生徒援助費補助金の交付手続などを記載したものであり、その中で、市町村が給与する場合の支給時期に関する留意事項として、要保護者への支給は年度当初から開始し、各費目について児童・生徒が援助を必要とする時期に、速やかに支給できるよう十分配慮することと示されているところあります。

次に、要保護準要保護児童・生徒就学援助費の来年度からの入学前繰り上げ支給についてであります。入学時に必要となる新入学児童・生徒の学用品については、必要な時期に、必要な支給が望ましいと考えておりますが、就学援助費の支給につきましては、就学援助認定事務が、前年度の総収入額を基準としていることから、当該年度の町道民税などの決定が5月となるため、就学援助費の支給は6月となっているところあります。

お尋ねの、来年度からの入学前の繰り上げ支給についてであります。文部科学省初等中等教育局長通知の、要保護者への支給は、年度当初から開始し、各費目につい

て児童・生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給できるよう十分配慮することとの趣旨を踏まえ、早期支給の検討をさせていただきたいと考えております。

以上、答弁させていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 順番に、再質問をさせていただきます。

一つは、就学援助費の部分でございます。

国の通知について御説明いただきました。私も調べまして、平成27年8月28日付けの文部科学省の初等中等教育局長及びスポーツ・青少年局長の連名の通知文を読ませていただきました。

その中では、教育長から御説明がありました。留意事項の中に、要保護者への支給は年度の当初から開始し、各費目について児童・生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給することができるよう、十分配慮すること（特に新入学児童・生徒学用品費など）ということで、独立して早期支給を促しているという状況であります。

しかし、全国的には、ほとんど早期支給はされておられません。私が調べてみましたら、四つの自治体ぐらいかというように思っております。ですから、美幌町がこの通知に沿って、必要な時期に早期に支給するというようになりますと、多分北海道では第1号になる可能性を持っているなど思っています。

そこで、検討するという内容ですが、調べてみますと、中学校1年に入学するための入学準備金の支給、これは比較的早くされておまして、5年ほど前に板橋区で、それから、ことし3月に申し上げたのですが、けれども、ことしの3月から繰り上げ支給ということで、新潟市が小学6年生の卒業前の3月の段階で支給するというので、案外、これはやりやすい話だったのだろう

など思っています。

ごく最近になりまして、ことしの3月からだと思いますが、福岡市で小学校入学前の子供への支給ということが、初めて小学校段階でスタートいたしました。それから、来年の春、3月からやるということで、東京都の八王子市がスタートを切るという情報を、市役所にも連絡をとりまして確認をいたしました。漏れているところはあるかと思いますが、大体この程度の状況かなと思っています。

いずれも、正月明けて、1月ごろに申請を受け付けし、3月支給ということですから、年度とは違うと。しかし、いずれにしましても、該当する者がいれば6月に支給する場合でも、3月に支給する場合でも、金額は変わらないということなので、予算上の処置という点では、工夫すればできる。あるいは収入認定の判定の時期をどうするということで、新1年生、新小学校1年生・新中学校1年生向けに、受け付ける時期を早めるという手続が、制度上の改正は必要になりますが、やればできる。そして、先進的な事例もあるということで、困難な課題はないのだろうと思います。

これらの動きを踏まえて、美幌町として、中学校入学準備金・小学校入学準備金いずれも、クリアさせていただくということは、教育長の決断で可能ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 支給時期については、国の通知をそのとおりに読めば、年度の当初から開始ということで、早期支給については4月支給になるのかと思っています。

ただ、本当に誰が対象かということを考えて、支給を受ける児童・生徒を考えれば、やはり4月にらせるのであれば、では3月というのが普通なのかなというようには思っています。そのことも踏まえて、次年度から、仮に3月で支給をするとする

と、具体的にどういう問題があるのか、今具体的にお話をいただいてから検討をしているところであります。

前回の3月定例会では、他の状況を調査・検討するという答弁をしていますので、今回、町長ともいろいろとお話をさせていただいて、本当に支給を受ける子供たちにとって、有利な形で進められるような、今、検討を進めている状況でございます。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 実は、入学準備金は、生活保護受給者に対しては3月1日に支給される。同じ性格を持った中身で、それだけに、全国各地でどうすべきなのかと、2月3月が必要な時期なのだけれども、会計年度の壁があるということで、相当苦慮された経過もあります。

3月の予算議会の質疑の中でも、若干、その壁を感じたのですが、工夫によって壁は壁でなくなるという要素を持っていますので、ぜひ来年、新年度開始前に、必要な時期に支給されるということで、大いに工夫していただければと期待をいたします。

次に進みます。まちなか緑化の推進についてであります。

私は、第7期美幌町地域緑化推進計画を改めて見させていただきましたが、平成22年から平成31年までの10年間の計画でありまして、この中間点の平成27年は経過をいたしました。

それで、当面の目標の中間点で、どこまでの到達状況かということをお聞きしたいということで質問したのですが、現在集計中ということで、到達状況はわからないという状況です。

それで、最初にお聞きしたいのですが、中間点の5年経過した段階で、目標値が定められておりまして、公園・緑地等の緑化は現状が60万9,755平米に対して、65万平米ということで、目標値が定められ

ておりまして、どこまでいっているのかなということをご期待していたわけですが、

そこで、お聞きしたいのですが、目標値の平成27年というのは、緑化の目標なので、真冬には、手の打ちようがないです。木を植えるにしても、花を植えるにしても、冬に緑化はできないので、到達とすれば、大体1月から12月の、会計年度ではなくて、暦年で捉える必要があるのではないかという思いもしているのです。そうすると、平成27年12月ころには、到達状況をつかんで、春早くの段階で、残りの5年間の目標を立てていいのではないかと思っています。

会計年度は4月から3月ですが、米の年度というのがあります。米穀年度は1月1日から10月31日ということで、それぞれの区切りがあります。私は緑化年度があってもいいのではないかと思います。現在6年目に入って、ようやく到達状況をつかむというのは、少しなじまないのではないかという思いを持って、最初に、現在集計中だということについては、いかなものかという思いがしているのですが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 緑化推進計画につきましては、平成23年度から平成32年度までの10年間ということでございますが、大江議員がおっしゃるとおり、目標値につきましては、平成23年度から平成27年度の5カ年を前期として、後期につきましては、本来であれば平成27年度中ですから、平成28年の2月3月、前回の例でいきますと、後期が始まる前に目標値を新たに設定して、後期の数値を出すという形で行っております。

今回につきましては、御答弁を1回申し上げておりますけれども、本年、緑の基本計画を策定するというのと、前回の計画に基づきました第5期美幌町総合計画、美幌町都市計画マスタープラン、中心市街地

活性化基本法という部分をもとに、道の緑化推進計画策定マニュアルに基づきましてつくっておりますが、今回、都市計画区域内の計画を策定する緑の基本計画に合わせて、改めて後期の計画を策定したほうがより実効性のあるものになるということで、大変申しわけないのですが、本来であればできているものを、後期の計画がおくれているという状況でありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 経過はわかりましたが、一つは、年度の捉え方というのは、実態に応じて適切な区切り、緑化年度という形で捉え直しをしっかりと進めた上で、10年間の計画の中間点で見直しを図るということ、ぜひやっていただきたいというように思います。

なお、中間集約の途中だということですが、特徴的なことを申し上げますと、公園・緑地等の緑化という点では、目標は60万9,000平米に対して65万平米ですから、4万平米、ヘクタールで言えば4ヘクタールほど緑地をふやすということなので、そんなにそんなに、大きな話ではないというように思っています。

しかし、3点目の、その他公共施設、工業用地、市街地空き地等の緑化は、現状、平成22年が64.2ヘクタールに対して、平成27年の目標は450ヘクタールということで、現状の7倍にふやさなければならないということなので、これは相当努力を必要としているテーマなのだろうと思うのですが、数字的に幾らとは申し上げませんが、ここは十分可能性はあるのでしょうか。その辺、現状でつかんでいる感触でも結構ですが、お示しいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 御指摘のその他公共施設・工業用地・市街地空き地の緑

化の目標数値でございますけれども、公共施設等の緑化につきましても、なかなか進んでいない、緑化目標推進計画の中では、学校等のグラウンドの芝生化だとか、いろいろな部分をうたっておりますし、工事・事業所の緑化につきましても、企業誘致等によって進められるというような形、住宅団地の緑化につきましても、宅地開発行為等というような中身を踏まえた中で目標値を設定しておりますが、前期5年間の中では、そのような企業立地、開発行為の事業も行われていないということで、非常に厳しい状況にあるという認識でおります。

この分につきましては、やはり進捗状況を見まして、今後の計画見直しの中で、現実可能な数値等に目標値を変えていくということも必要なかと考えております。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） その他公共施設という点で言えば、町が所有者ですから、幾らというのは、案外簡単に把握できる話だというように思いますが、この点で現状は大きく変わっているのでしょうか。

あわせて、市街地空き地等の緑化となりますと、これは所有者の意向が働きますので、計画では載せられますが、同意を得るというのは、なかなか難しい側面があるというように思います。

例えば、緑化木を植えるとしましても、植えた後の管理をどうするというので、選定など誰がやるのと。それから、大木になったら、倒すときに、隣近所に被害が及ばないように、クレーン車などを使ってやらなければならないということで、目標は立てやすいのですけれども、実行するとすると、その手段がなかなか難しいというように思っているところです。

それで、現実には担当者が毎年毎年空き地を見つけて、手を打っているのだらうと思うのですが、その辺の進捗状況は、民間の所有者との間の協議が十分伝わっている

ことなんでしょうか。どうですか。やってみてどういう状況にありますか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） お話のとおり、町が所有する各種公共施設の緑地につきましては、比較的緑化がしやすいと考えておりますが、今言いましたように、民地となりますと、その維持管理を含めまして、植栽だけでは年を追うごとに難しくなってくる部分もあるかと思えます。

そういう部分の情報公開につきましては、民間の部分については、情報提供も含めてされていないという形でありますし、庁舎内につきましても、緑化推進会議ということで、条例の施行規則の中で、必要に応じて緑化に関する職員で緑化推進会議を設けるということになっておりますが、近年の開催実績のない状況の中で、緑化に関する情報交換がちょっとできていなかったという部分もありますので、この部分につきましても、先ほどお話したように、今後、緑化推進会議においても、いろいろな公共施設、民間との情報交換等をしながら、後期の計画策定に向けて進めていきたいというように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 住みやすさ、町の住みやすさにかかわって、今、田舎が結構見直されてきています。緑に囲まれている癒しの空間が十分あるということで、大都市部と違った魅力を田舎がどんどん発信するという時代になってきているので、緑化推進というのは、まちおこしにとっても大変大事だと思っております。

しかし、現実には、大胆に町が緑化している、あるいは勢いを増しているとは思えないのです。

それで、10年間の計画の中間点ということもあって、大いに町民的な議論が必要なのだらうということで質問をしているの

ですが、一つは、今、地域緑化の当面の目標、5年間の到達目標の取りまとめなどがされているようですが、いつまでに数値が明らかにされるのでしょうか。取りまとめ結果の報告は、いつごろできそうかということをお伺いいたします。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（小西 守君） ただいま、緑の基本計画を策定中ということで御答弁させていただいております。

それで、この計画は、今年度に取りまとめるということで、年内に数値的にまとめながら、それを皆さんに御報告して、またこの計画を皆さんに御協議いただくこととなりますので、年内に数値をまとめていく予定でありますので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） では、年内ということで、できるだけ早く到達状況はお示しいただければと思います。

実は、美幌町緑の保全及び緑化の推進に関する条例と施行規則がありまして、施行規則の8条、9条、11条などを見ますと、いずれも町が工場・事業所の敷地への緑地推進の要請や助言、勧告ができることになっておりまして、9条では、公共施設等の緑化ということで、これは町の課題となっております。

11条は、空閑地、いわゆる民間の空き地の緑化、これは、空き地所有者への緑化推進の要請などを行うということにされていますが、これは実際に要請し、あるいは町として具体的な行動をとった実績というのは、どんな状況なのですか。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（小西 守君） 先ほどの緑の基本計画の説明の中で、少し修正をさせていただきたいのですが、緑の基本計画は、主に都市計画区域内の公園・街路を中心に行います。

それで、今論議されております、その他の緑地になりますが、これについては、どこまでそこに盛り込まれるかというのが、今はまだ検討中なところでありまして、緑の基本計画の中で、この緑化計画の全ての数値が明らかになるかということ、どこまでならないかもしれませんので、その辺も含めて、またその辺を報告させていただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 条件を設定して、公表していただければと思います。

今回の視点は、まちなか緑化をどうするというで対象を絞っていますので、全域がどうかというのは、とりあえず置いておきたいと思っております。

私が前段に申し上げましたのは、町長の責務ということで、町民に対して緑化の協力を得るように努めなければならないとなっているのですが、実際に、どういう努力をした足跡が見えるのかということで、先ほど申し上げましたが、規則でうたわれている工場や事業所などの敷地内緑化について、どれぐらい要請しているのだろう。あるいは、空き地の緑化について、所有者に対して、要請した状況は実績としてどれくらいあるのということを知りたいと思って伺っているのですが、何か数字的にはありますか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 施行規則であります、8条、工場敷地等の緑化につきましては、工場立地法に基づき新たに進出してくる企業につきましては、面積要件におきまして、緑地の指導と言いますか、協議をしておりますが、それ以外の既存の企業の空き地、民地等の空き地等について、条例施行規則に基づく、依頼等をした実績はないというように認識しております。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番(大江道男君) この5年間、工場の新設、事業所などの新設が、ほとんどないとすれば、この規則第8条の関係で、新たな立地がないので、それはわかりました。ただ、11条でいう、空閑地の緑化問題では、空閑地所有者に対して要請をするということになりますので、空閑地は逆にふえていますので、それはどうだろうと。あるいは、例えば十分指導が行き渡らないとか、要請し切らないとすれば、どこに課題があるのだということ、町民的には大いに明らかにした上で、まちなか緑化をどうするという議論の対象になりますので、そこにかかわって、苦勞しているならしているで結構ですが、状況についてお示しいただければありがたいと思います。

○議長(大原 昇君) 民生部長。

○民生部長(高崎利明君) 先ほどお話したとおり、空閑地における土地所有者に関して、必要であるかどうかと認めた場合は、要請をするという部分につきましては、実施していないというか、そういう要請を行っていない状況であります。これを行うに当たって、実際土地所有者の了解が得られるにしても、費用負担について、全て土地所有者が負担しなくてはいけないのか、緑化した後の維持管理等の理解を得る必要もあると思います。

この施行規則に基づく要請をするに当たっても、いろいろな課題があるかと思っておりますので、そういう部分も含めまして、検討をしていく必要があるのかというように思っております。

先ほどお話ししました、緑の基本計画は年度内にできますので、そういうのを踏まえまして、この推進計画の進捗状況と今後の計画につきましても、緑化推進会議等を開催していろいろな課題等を踏まえて、後期の計画づくりを進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長(大原 昇君) 町長。

○町長(土谷耕治君) 緑化推進に関する

条例の施行規則では、町長という言葉が随分使われておりますので、私のほうから少し反省も込めて御答弁をさせていただきたいと思っております。今、担当部長から答弁ありましたように、空き地等についてはなかなか難しいというようなことで、実際は、協力依頼も行っていないというのが現状だと思います。

私も、この緑化推進計画を改めて見ました。それで、なぜ進まないのかという思いで、見させていただきましたけれども、多分、美幌町の行政面積の62%が森林というようなことで、周りは緑に囲まれているという意識もあって、視覚的にも緑が豊富だということで、美幌町はまだまだ緑豊かなのだという思いだと思いますけれども、それとはまた別に、やはり公園であるとか、街路であるとか、緑地であるとか、そういうところはどうかということ、目標に対してなかなか進んでいないというのが現状だと思います。

今後においては、先ほど建設水道部で今、新たな計画をつくろうというようなことがことしスタートしましたので、その中でしっかりと現状認識をしながら、どうすべきかということをしかりと改めて問い直していきたいと、そのような思いでおりますので、反省を込めての答弁ということで受けとめていただきたいと思います、そのように思っております。

○議長(大原 昇君) 2番大江道男さん。

○2番(大江道男君) 冬の除雪にかかわって、近くの空き地に雪を積めれば、助かるという話は各地で出ています。そうすると、空いている場所を夏の間は緑地という要素で、町の美化という点で、雑草ではなくて、美観をきちんと確保できるような、地域全体の取り組みにすると。そのかわり、冬は雪捨て場として使わせてちょうだいというような形で、相互にプラスプラスの関係ができれば、町全体にとっても決し

てマイナスにはならないというように、実は思います。

そういう意味で、従来の空き地を緑化するということでの取り組みが、多分十分にはできていないのだなというのは、御説明の中で酌み取れますので、反省とあわせて、そういう冬と夏の関係で、所有者に対して町に協力してと、雑草は何とかしましょうと。美観を確保するための地域としての取り組みをやりますよと。同時に、しかし冬は町に協力してと。そのような形の、言ってみればウィンウィンの関係に変えていく必要があるのではないかと思うのですが、その点を含めて、ぜひ、御検討いただきたいと思います。

まちなかの緑化で、見込みがあるとすれば、空き地に着目した展開だろうと思いますので、所有者の御協力を得るような手立てを、ぜひお考えいただきたいと思います。

最後のテーマに移りたいと思います。

実は、国が直轄で管理している国道沿いの環境の美化について、釧路方面に私も何回か行くたびに思うのですが、阿寒町の国道の両サイド、それから津別町の国道の両サイドは、結構花が植えられているのですが、この花の苗は町ではないのです。国が現物負担しているということで、やれるのだなと、実はずっと思ってきたのです。

網走開発建設部に確認をいたしました。が、全道の一覧がインターネットで見られる状況で、結構使われています。

しかし、美幌は交通安全母の会が清掃ということで、美富や高野の路線をやっているという情報は得ているのですが、花を植えて美化するという点ではされていなくて、多分、全額町が花苗の経費負担をしている町になっています。開発は協力していただければ、花の苗の提供は国費でいたしますということなので、町の予算を減らすことにもつながるということで、実は目を向けているのです。町長はよく美幌町は交

通の要衝にあると、国道4本もあるのだということですが、その国道沿いの美化が、一方は現物供給するよと言っているのですが、地元で手を上げないという状況はあります。

そこで、ボランティアサポートプログラムというようですが、これは、町と国と、あともう1団体、民間の団体が加わればやれるということなので、ぜひ、御検討をお願いしたいと思います。

特に、美幌町内の国道沿いは花が少ないです。町道はある程度花が植えられているのですが、国道に至っては、ほとんどまともにないというような状況も含めてありますので、これは半年かけて大いに努力される必要があるのではないかと思います。

調べてみますと、石油スタンドと町と国とで協定を締結して、スタンドの前の50メートルなのか100メートルぐらいなのか、そういった場所に花を植えたりしているのです。あるいは、農協が入って、町と国との三者で協定をつくって、農協の店舗の前を花で飾っていると。あるいは、漁協が1枚かむというようなことで、決してボランティア団体だけではなくて、いろいろな事業所などがかかわってきます。

そして、メリットがあると思うのは、そういうように国道の美化に協力してくれるということで、看板を国がつくって立てるといいます。やりがいもあるということなので、直ちにとということではもちろんありません。ぜひ、来年の一定の時期までに、方向性を出す必要があるのだと思うのですが、そういう点で、ぜひ御検討いただきたいと思います。

時間もないので、もう一つ。

実は、町内会の高齢化に伴って、道路沿いの緑化、あるいは花の植栽ができなくて、町に花苗は要りませんというところが少しずつふえてきています。理由は、高齢化によって管理ができませんということです。

これから増えていくのだらうというように思うのですが、駅前のメインストリートの両サイドは、花も植えられて、それから、ある区間は、先日草刈りが行われて、町の一定の費用負担も起きているというように、こういう地続きの町内会だけに頼っていたのでは、ぽつん、ぽつんとベルトが切れてしまうというような状況が発生してまいります。

そこで、条例の第8条では、緑化協力団体に対する助言に加えて、財政援助もするという事で、町としての姿勢が示されています。雑草の草取りをするぐらいであれば、町の予算で草刈りをするのであれば、逆に一定の協力できるボランティア団体を募るなども含めて、財政援助も一定程度した上で、必要な緑化・美化を図ることが、いよいよ求められているのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 私も非常に気になっている点は、都市計画街路に植樹ますがあるのですけれども、木も枯れたまま、あるいはその下が草ぼうぼうというような状態で非常に気にかかっておりました。また、植樹ますなのに、花が植わっているというものの中にはあるのですけれども、いずれにしましても、木の取り組みの先端を行っている我が町が、植樹ますを見ると、木もだめだ、花もだめだということのないように、反省を込めて、今後取り組みをどうするかについては、強めるというような基調を持ちながら、対応していきたいと思っております。

一方で、ロマンチック街道が、今の時期、観光客に見てもらいたい最高の場所の一つになっていると思います。

ロマンチック街道もことし予算を認めていただいて、既に枝払いとか終わりましたが、ますますよくなるだろうということで、あと4年かけて何とか全線の枝払いを含めて、その中で地域の理解を得なが

ら、しっかりとより良い形にしていきたいと思っております。

これがやはり、点から線、線から面へというような観光ロードになれば一番いいのですけれども、観光の役に立てば一番いいのではないかと思っておりますので、そういった視点からも、もう少しむちを入れながら頑張っていきたいと、そのように思っております。

○議長（大原 昇君） これで、2番大江道男さんの一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は14時30分といたします。

午後 2時19分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第3 承認第4号

○議長（大原 昇君） 日程第3 承認第4号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議案2ページになります。

承認第4号専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めます。

次のページ、3ページに専決処分書があります。

平成28年度町税課税のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

専決日につきましては、平成28年3月31日でございます。

4ページをお開きいただきたいと思います。

美幌町税条例等の一部を改正する条例でございますが、改正内容につきましては、参考資料で御説明を申し上げますので、参考資料の1ページをお開きいただきたいと思っております。

制定目的でございますけれども、地方税法の一部改正に伴い、所要の税条例の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、国民健康保険税に係る改正でございます。まず1点目につきましては、課税限度額の引き上げです。4万円の引き上げを行うこととして、そのうち、基礎課税額に係る限度額を現行の52万円から54万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を現行の17万円から19万円にそれぞれ改正を行おうとするものでございます。

また、2点目につきましては、5割・2割軽減の対象となる所得の基準について、軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗すべき金額を、5割軽減世帯については現行の26万円から26万5,000円に、2割軽減の対象世帯においては現行の47万円から48万円にそれぞれ改正を行おうとするものでございます。

なお、2ページから11ページに新旧対照表を添付しております。

以上、御説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、承認第4号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決

定しました。

◎日程第4 承認第5号

○議長（大原 昇君） 日程第4 承認第5号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議案7ページになります。

承認第5号専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めます。

8ページをお開きいただきたいと思っております。

専決処分書。

平成27年度美幌町一般会計補正予算（第13号）について、繰越明許費に伴う会計処理などのため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をする。

専決日につきましては、平成28年3月31日でございます。

次9ページになります。

平成27年度美幌町一般会計補正予算（第13号）。

平成27年度美幌町の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、主に年度末における事務事業確定に伴います執行残整理及び繰越明許費の会計処理を行おうとするものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,515万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ112億4,576万9,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明を申し上げます。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費により御説明を申し上げます。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正により御説明を申し上げます。

それでは14ページをお開きいただきたいと思います。

第2表、繰越明許費でございます。

記載の五つの事業につきましては、いずれも本年3月議会におきまして、補正及び追加補正をさせていただいた事業でございます。

地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業につきましては、事業実施に当たり、庁内システムの分離方法等について、業者との調整及び事業費の算定に時間を要したこと。

また、次の、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業につきましては、年度内に電算システム改修が完了しないこと。

次の、強い農業づくり事業につきましては、関係機関等との調整及び施設整備に時間を要すること。

道営土地改良事業につきましては、工法の検討及び地元調整に時間を要したこと。

一番最後の、森林認証材ブランド化推進事業につきましては、地方創生加速化交付金事業により実施をするものでございまして、事業完了までに時間を要することから、それぞれ五つの事業について平成27年度予算を翌年度に繰越執行を図るものでございます。

次に、地方債補正について御説明を申し上げます。

15ページになります。

地方債補正でございますけれども、医療従事者就業支援等補助事業、それから木質ペレットストーブ促進事業及び少人数学級推進事業につきましては、過疎債ソフトで

あり、それぞれ事業費が確定したことに伴い、整理を図るものでございます。

町民会館改築事業及びスクールバス購入事業につきましては、過疎債ハードで、これも事業費確定により整理を行うものでございます。

下から二つ目の農業用施設災害復旧事業及びその下の公共土木施設災害復旧事業につきましても、事業費確定による整理を図るものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げますので、34ページをお願いいたします。

3、歳出について御説明を申し上げます。

中ほどの5目、企画費の中の政策推進事業費の減、事務事業協力報償で1,000万4,000円の減額、その下の積立金836万3,000円の積立金の減につきましては、ふるさと寄附金の総額を1億円と見込んでおりましたけれども、実績として3,211件、8,163万3,000円となったことによります減額の補正でございます。

なお、今回の補正に係る各種基金残高につきましては、参考資料の12ページになりますけれども、年度末の残高を添付しておりますので、参考いただきたいと思います。

次に、37ページをお願いいたします。

9目の財政調整等基金費でございます。

まず、負担金の1億円につきましては、今回の補正に係る余剰金の一部を北海道備荒資金組合に超過納付金として納付をするものでございます。今回の1億円の納付で、残高としては3億2,289万1,252円となります。

その下の積立金、3億8,532万円でございますけれども、今回の補正に係る余剰金の一部をまず財政調整基金に1億475万8,000円、公共施設整備基金に2億8,000万円、これに2月22日、匿名の方から実母が生前、町にお世話になったと50万円の寄附金をいただきました。

また、1月29日に匿名の方から、図書館の蔵書充実のために1万円を、3月12日に報徳在住の大屋様から図書館の蔵書充実のために1万円、また図書館に対して雑誌スポンサー制度広告料として3件、4万2,000円の寄附金があったものを全て積み立てを行おうとするものでございます。

その他は執行残の整理でございます。

次に、39ページをお願いいたします。

3款、民生費の社会福祉総務費、積立金の3,000万円でございますけれども、今回の補正に係る余剰金の一部を福祉基金に積み立てるものでございます。

次に、41ページをお願いいたします。

41ページから47ページまでは実績による整理でございます。

次に、少し飛びまして、49ページをお願いいたします。

林業総務費の積立金87万円でございますが、これは4町で実施しておりますカーボンオフセット事業交付金の増で、未来への森林づくり基金へ積み立てを行おうとするものでございます。

以下は、実績による整理でございます。

次に、51ページをお願いいたします。

このページにつきましては、年度末の整理を行うものでございます。

次に53ページ、このページについても、実績等に基づく整理を行うものでございます。

次に55ページ、2目の社会教育振興費でございます。

この積立金505万6,000円でございますけれども、今回の補正の余剰金500万円と、10月23日に北海道コココーラボトリング株式会社様から3万9,199円、12月25日にサントリービバレッジサービス株式会社北見支店様からの1万6,946円の寄附を芸術文化振興基金に積み立てを行うものでございます。

次に、57ページをお願いいたします。

57ページ、次の59ページにつきましては、それぞれ執行残の整理を行おうとするものでございます。

次に、歳入について御説明を申し上げますので、20ページにお戻りいただきたいと思っております。

歳入について御説明を申し上げます。

款別に御説明をさせていただきたいと思っておりますが、1款、町税につきましては、それぞれの税目におきます追加の補正でございます。

また、2款の地方譲与税につきましては、地方揮発油譲与税から、23ページの国有提供施設等所在市町村助成交付金までは、交付額の確定によります増減でございます。

次に、23ページをお願いしたいと思います。

10款、地方交付税でございます。

2億8,840万6,000円の増額補正でございますけれども、この補正は普通交付税が38億5,690万7,000円、そして特別交付税が4億163万6,000円、合計で42億5,854万3,000円で、交付額が確定されたことに伴います増額補正でございます。

次に、25ページをお願いいたします。

13款の使用料及び手数料につきましては、利用実績に基づく増減でございます。

その次の14款、国庫支出金につきましては、補助金の額の確定及び交付金の再算定によります増減でございます。

次に27ページ、15款、道支出金につきましても、補助金額の確定、事業量及び事業費確定に伴います整理をするものでございます。

次に、29ページをお願いしたいと思います。

16款、財産収入の中ごろでございますけれども、利子及び配当金100万円の増でございます。これは森林組合、町が出資をしております2,500万円に対し、4%

の配当がされたことに伴います補正でございます。

それから、17款の寄附金の中の一般寄附金、50万円の増でございますけれども、匿名の方から、母が生前、美幌町にお世話になったということで、受けた寄附でございます。

それから、その下のふるさと寄附金の減につきましては、1億円の見込みが実績8,163万3,000円となったことに伴います減額の補正でございます。

それから、教育費寄附金、社会教育費寄附金の増、1,000円につきましては、北海道コココーラボトリング株式会社様、また、サントリービバレッジサービス株式会社様から受けた寄附金の精算をした部分の1,000円の増額でございます。

それから、図書費寄附金の増につきましては、1月29日に匿名の方から1万円、それから、3月12日に報徳の大屋様から1万円の計2万円でございます。

下の18款、繰入金、公共施設整備基金繰入金の減、4,116万9,000円の減額でございますけれども、今回の補正に係る財源調整による戻しを行うものでございます。

次に、31ページをお願いいたします。

一番上の福祉基金繰入金の減から芸術文化振興基金繰入金の減までにつきましては、事業費が確定したことによります整理を行うものでございます。

20款の諸収入の中の雑入でございます。

雑入の上から10個目でございますけれども、施設研修費用代の増につきましては、エコハウス利用者の増によります増額の補正でございます。

一つ飛びまして、震災復旧事業職員派遣負担金の減につきましては、岩手県大槌町への派遣職員に係る人件費、時間外手当でございますけれども、これの減に伴います減額の補正でございます。

それから、一番下の森林組合事業割配当金につきましては、森林組合委託事業に係ります事業費の10%の配当を受けたことによります補正でございます。

次に33ページ、町債でございますけれども、第3表、地方債補正で説明をさせていただいたところでございます。

以上、御説明を申し上げましたので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

6 番 戸澤義典さん。

○6 番（戸澤義典君） 3点お聞きしたいと思えます。

まず、25ページです。

14款1項1目1節の保険基盤安定事業費負担金で1,452万8,000円、それから27ページ、15款1項1目1節の保険基盤安定事業費負担金1,482万2,000円とありますけれども、この保険基盤安定事業費の負担金について、内容を教えていただきたいと思えます。

2点目、歳出の部分になります。

41ページ、3款1項5目20節、障害者自立支援事業費ということで、トータル1,283万5,000円が減額となっておりますけれども、障害者の自己負担が増加したわけではないと思うのですが、要するに障害者の数が減ったのか、あるいは何か、理由が特にわからないのですけれども、この減少した理由についてお伺いしたいと思います。

最後3点目、43ページです。

3款2項1目7節、子育て支援センター運営事業費の臨時職員賃金が151万5,000円減少しておりますけれども、減少したことによって、運営機能が低下したとか、要するに子育て支援のほうで負担が減ったのかどうか、その辺の理由をちょっと説明していただければと思えます。

以上、3点について御質問いたします。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） まず先に、43ページの子育てのほうからでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

子育て支援センター運営事業費の減、臨時職員賃金につきましては、8月に臨時職員が退職したことに伴いまして、新たに採用した職員が10月ということで、1カ月間と手当の減、あと代替保育士の実績の減に伴う減でありまして、実際、運営上の支障はない形をとらせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 環境生活主幹。

○環境生活主幹（佐々木齊君） 25ページの保険料軽減費負担金の減について御説明させていただきます。

こちらは、国民健康保険税で所得が一定の基準以下の方につきましては、保険料を軽減して納付をしていただくことになるのですが、その軽減された分を国費、道費、それから町費から補填されるということで、一般会計を含めて国民健康保険会計に御負担していただく負担金の確定に伴うものでございます。

○議長（大原 昇君） 戸澤さん、本当は1項目ずつやるようになっていましたので、最初の43ページの子育て支援のことにに関して、何かお聞きしたいことがあれば再度。よろしいですか。

○6番（戸澤義典君） よろしいです。

○議長（大原 昇君） では、次に、今のことについて続けます。

民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 41ページ障害者自立支援事業費の減の内容でございますけれども、利用者の実績に基づく減でありまして、利用者の負担だとか、そういうことではなくて、それぞれでいきますと、手数料につきましては、成年後見制度の利用助成手数料でありましたが、実際に申込者がなかった。

業務等委託料につきましては、それぞれ、障害程度区分認定調査委託料、地域生

活支援事業業務委託料につきましても、実績に基づく実際の調査業務等の実績がなかったことによる減という形になっております。

扶助費につきましても、補装具等購入費助成、日常生活用具給付費について、実際の申請が少なくなったことに伴う扶助費の減という形でありますので、全て実績に基づく減額という形でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 特に、介護給付とか訓練等給付、これは一応699万9,000円ということで、これは障害者の数が急に減るといったことはないと思うのですが、この金額が減ったことによって、例年より障がい者の方が迷惑しているとか負担になっているということはないということではないでしょうか。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（遠藤 明君） お答えいたします。障害者の数が減ったということはございません。利用回数が減ったとか、そういうことによる実績の減でございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 29ページで、実は私、ふるさと寄附金の関係で1億円の補正が出てきたときに、1億台かということで、かなり期待をしていたのです。

それまでの寄付金の状況が非常に上向きだったからだと思うのですけれども、それから見ると、減額幅から非常に少なかったと。単純な期待値より寄附金が少なかったということなのでしょうけれども、計上に当たって、当時1億円を計上したときは、その前までの寄付金の状況を推計した中での判断だったと思うのですけれども、過大計上になったというように指摘せざるを得ないというような感じはするのですけれど

も、その辺何かありましたらお願いします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 12月に1億円という見込みの中で補正をさせていただいておりますけれども、実は11月までが順調に伸びてきたという状況がございました。12月までは、ある程度の水準を保っていたのですが、残念ながら、年明けて1月2月3月と、特に1月では158万5,000円、2月では116万5,000円、3月で336万2,000円ということで、思ったより、年明けてからの寄附金が、見込んだよりも減額になっているということで、トータルとして1,800万円を超える減額となった状況でございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 25ページのリリー山スキー場リフト使用料の増というところで、160万円の増ということですが、何か内訳など、増の要因みたいなものがあれば説明をお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（高木恵一君） リリー山スキー場のリフト使用料の増ということでございますが、昨年、スキー場のオープンにつきましては、若干雪が少ないという経過もございましたけれども、何とか降雪機等を使いながらオープンすることができました。近郊のスキー場が、雪が少ないということでオープンができないということから、近隣を含めて、去年の利用実績でいきますと、リフトの総利用数が平成26年より2万6,250人多い、22万3,733人ということで、約1割ぐらい利用者が多かったということがございますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、承認第5号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

◎日程第5 承認第6号

○議長（大原 昇君） 日程第5 承認第6号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 議案の60ページをお開き願いたいと思います。

承認第6号専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めるものであります。

次の61ページをごらんください。

専決処分書。

平成27年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、療養給付費負担金の確定に伴う会計処理などのため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成28年3月31日。

美幌町長土谷耕治。

63ページでございます。

平成27年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）。

平成27年度美幌町の国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,380万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億2,703万7,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

今回、専決処分いたしました補正予算につきましては、療養給付費負担金の確定に伴い、国庫支出金、療養給付費等の実績を見込み、減額補正を行ったものでございます。

歳出から御説明いたしますので、74ページ、75ページをお開き願います。

3、歳出。

1款、総務費の一般管理費につきましては、一般財源と特定財源の財源調整でございします。

その下、2款、保険給付費につきましては、次の76ページ、77ページの高額合算療養費まで、療養給付費の支給見込み額の減収による減額でございします。

4項、出産育児一時金支給事業費につきましては、当初40件の出産を見込んでおりましたが、23件の実績のため673万6,000円を減額するものでございします。

8款、保健事業費、健康づくり推進事業費につきましては、がん検診等の国保被保険者分の負担金で、実績により226万9,000円を減額するものです。

10款、諸支出金、一般被保険者保険税還付金につきましては、還付金の減少による減額でございします。

次に、歳入につきまして御説明いたします。

70ページです。

以上、御説明いたしましたので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、承認第6号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

◎日程第6 承認第7号

○議長（大原 昇君） 日程第6 承認第7号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 議案の80ページをお開き願います。

承認第7号専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めるものでございします。

81ページをごらんいただきたいと思います。

専決処分書。

平成27年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、国庫支出金の確定に伴う会計処理などのため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成28年3月31日。

美幌町長土谷耕治。

83ページをお開き願います。

平成27年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。

平成27年度美幌町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳

出それぞれ25万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,893万8,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

今回の補正予算は、国庫支出金の確定に伴い、事務事業の実績を見込み、減額補正を行ったものでございます。

歳出から御説明いたしますので、92ページ、93ページをお開き願いたいと思います。

3、歳出。

1款、総務費、後期高齢者医療事務費につきましては、実績に基づく職員の時間外手当及び消耗品費の減額でございます。

歳出は以上でございます。

次に、歳入について御説明いたします。

90ページ。

以上、御説明いたしました。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、承認第7号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

◎日程第7 承認第8号

○議長（大原 昇君） 日程第7 承認第8号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 議案の94ペ

ージをお開き願います。

承認第8号専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めるものであります。

次の95ページをお開き願います。

専決処分書。

平成27年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第6号）について、介護サービス給付費の確定に伴う会計処理などのため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成28年3月31日。

美幌町長土谷耕治。

97ページでございます。

平成27年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第6号）。

平成27年度美幌町の介護保険特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,390万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億5,715万1,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、介護サービス給付費及び国庫支出金の確定に伴い、保険料、そのほかの費用の実績を見込み、減額補正を行ったものでございます。

歳出から御説明いたしますので、108ページ、109ページをお開き願います。

3、歳出。

1款、総務費、介護保険事務費は、職員の時間外手当を24万6,000円減額するものでございます。

介護認定調査事務費は、主治医意見書作成手数料及び訪問調査委託料の実績に基づく減額でございます。

2款、保険給付費につきましては、実績見込みにより、居宅介護サービス給付費1,113万6,000円、施設介護サービス給付費288万4,000円の減額でございます。

次の110ページ、111ページをお開き願います。

居宅介護予防サービス給付費、高額医療合算介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費につきましても、実績見込みによる減額でございます。

112ページ、113ページをお開き願います。

3款、地域支援事業費、介護保険任意事業費につきましては、利用者数の実績により、それぞれ減額するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

104ページ、105ページをお開き願います。

以上、御説明いたしました。

御審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、承認第8号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

◎日程第8 承認第9号

○議長（大原 昇君） 日程第8 承認第9号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（小西 守君） 議案の114ページをお開き願います。

承認第9号専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしましたので報告し、承認を求めるものであります。

次のページ、115ページをお開き願います。

専決処分書。

平成27年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第5号）について、建設事業費の確定に伴う会計処理等のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日は平成28年3月31日でございます。

内容につきましては、補正予算で御説明いたしますので、117ページをお開き願います。

平成27年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

平成27年度美幌町の公共下水道特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、公共下水道汚水ます設置工事費の確定に係る地方債の補正と、下水道使用料の確定並びに、公共下水道事務費、終末処理場維持管理事業費の確定による減額補正をするものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ426万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,196万1,000円とするものであります。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明を申し上げます。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更につきましては、

第2表、地方債補正で御説明申し上げます。

120ページをお開き願います。

第2表、地方債補正。

公共下水道事業であります。公共污水ます設置工事の確定によるもので、起債限度額を8,870万円から10万円増額しまして、8,880万円とするものであります。

次に、事項別明細書の歳出から御説明いたしますので、126ページ、127ページをお開き願います。

3、歳出。

このページ、公共下水道事務費と終末処理場維持管理事業費の減は、事業費の確定によります執行残による減額であります。

次に、歳入について御説明いたしますので、124ページ、125ページをお開き願います。

以上、御説明申し上げましたので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、承認第9号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

◎日程第9 承認第10号

○議長（大原 昇君） 日程第9 承認第10号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議案130ペ

ージになります。

承認第10号専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めるものでございます。

131ページの専決処分書でございます。

平成28年度美幌町一般会計補正予算（第1号）について、熊本地震に係る被災地支援のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日につきましては、平成28年5月9日でございます。

133ページをお開きいただきたいと思っております。

平成28年度美幌町一般会計補正予算（第1号）。

平成28年度美幌町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ310万円を追加し、歳入歳出それぞれ100億6,805万9,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明を申し上げますので、142ページ、143ページをお開きいただきたいと思っております。

3、歳出。

2款、総務費の寄附金でございます。

寄附金300万円につきましては、4月14日と16日に熊本地方を震源とします震度7の地震が発生し、被災をされた方々に対しまして、熊本県町村会を通じ300万円の義援金の補正を行うものでございます。

次に、10款、スポーツ推進事業費の増10万円、寄附金でございます。

これにつきましては、B&G財団が熊本地震災害緊急支援募金を立ち上げ、災害復

旧活動に活用を図ることとなったことに伴います10万円の補正でございます。

次に、歳入について御説明申し上げますので、140ページ、141ページをお願いしたいと思います。

以上、説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長(大原 昇君) これから、質疑を行います。

13番古館繁夫さん。

○13番(古館繁夫君) 今回の災害は大変大きなことでありまして、お見舞いを申し上げますところでございます。

そして、300万円ということで、どこかで説明を受けたかもしれません。すいません、忘れていたので教えてほしいのですが、今回の300万円というのは、例えば管内一律であったのか、自治体の予算規模に合った数字だったのか、町で判断した数字なのか、その辺を教えてくださいと思います。お願いいたします。

○議長(大原 昇君) 総務部長。

○総務部長(広島 学君) 管内で統一してこの金額をというものではございません。美幌町が300万円の義援金を送るという判断をさせていただいたところでございます。

300万円の寄附金の現金の決定については、管内の中でも、美幌町が早いほうだったと認識をしております、それで町村会の中では一部話し合いはされておりましたけれども、額の決定等については、それぞれ町村の判断によるということで、美幌町独自の判断として、300万円と決定をさせていただいたものでございます。

○議長(大原 昇君) 13番古館繁夫さん。

○13番(古館繁夫君) 理解いたしました。これも申しわけございません、5年前の東北の震災のときはどうでしたか。記憶はありますか。

○議長(大原 昇君) 総務部長。

○総務部長(広島 学君) 東北のときにつきましては、500万円の義援金の寄附をさせていただいたところでございます。

○議長(大原 昇君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大原 昇君) これで質疑を終わります。

これから、承認第10号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(大原 昇君) 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

◎日程第10 議案第47号

○議長(大原 昇君) 日程第10 議案第47号動産の取得についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長(小西 守君) 議案の144ページをお開き願います。

議案第47号動産の取得について御説明申し上げます。

次のとおり、動産を取得するものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の13ページをお開き願います。

資料3、議案第47号関係。

動産の取得について、除雪グレーダ(3.7メートル級)1台で、平成9年度購入のグレーダの更新であります。

納入の場所は、美幌町字報徳79番地の1。

動産の概要は記載のとおりであります。

入札年月日は、平成28年5月26日。

指名業者は、コマツ建機販売株式会社ほ

か記載の1社であります。

契約金額、3,127万6,800円。参考までに、消費税抜き額は2,896万円です。

また、落札率は85.1%であります。

契約の相手方、北見市東相内町660番地7。コマツ建機販売株式会社北海道カンパニー北見支店、支店長森正充であります。

契約保証金は、免除であります。

契約年月日は、議決後本契約によります。

納入期限は、平成28年11月30日です。

以上、御説明申し上げました。どうぞよろしく願います。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

13番古館繁夫さん。

○13番（古館繁夫君） 議会で承認ということで上がっているの、良いか悪いか分からないというのは当然のことですけれども、すいません、あえて。高価な機械でありますので、少しその辺のお話を伺いたいとお尋ねをいたします。

3,000万円以上の大きな機械ということありますが、これは確か、古い機械が、ある一定のキロ数、ある一定の年数を使用したので、更新をするということだと思っておりますが、その更新をしなければならぬ——例えば、修理費に大きな金額かかっている更新しなければならぬときになったのだということですか、それから、これは自治体にとって、なくてはならない大変大事な機械だと。確か2台あったと思うのですが、美幌の規模の町道の長さでは、当然2台必要なのだということですか、くどいようでありますけれども、本来、承認するしないというところであるのに、まことに申しわけございませんが、若干その辺、3,000万円以上の大きな機械でありますので、議会でいろいろと皆さんから説

明をいただくことで、納得できることもあるのだらうと思っておりますので、わかりやすくお話をいただければと思っております。以上です。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（小西 守君） 今回購入いたしますグレーダでございますが、平成9年10月に購入したグレーダでございます。

まず、このグレーダの利用状況でございますが、現在、町にはグレーダが2台ございます。平成9年購入分、あと平成18年購入分の2台でございます。

この2台を夏冬あわせて、夏場は砂利道または火山灰道の路面整正、砂利をならしたり、水はけをよくするため作業を行っています。また、冬は、街路等、町の中の路面整正でございます。

両方を合わせまして、平成27年度の稼働日数でございますが、夏冬合わせまして189日。夏場のグレーダは毎日というわけではなく、時期に合わせて走りますのでそういう状況ですが、合わせて189日。そして、大体ほぼ両方が同じような時間帯、若干新しいほう動いていますけれども、同じような日数動いております。

また、修繕費でございます。

修繕費については、大事に使っているということですが、3年間、年によって違いがありますので、3年間を合計いたしますと、この平成9年車については14万6,000円の修繕費がかかっているということになります。年数が約18年、19年たっておりますので、部品の調達等に苦労しているという状況でございます。

また、走行距離でございますが、14万5,620キロメートルということで、これまでの走行距離でございます。アワーメーターでは1万6,843アワーということになります。

そのような状況で、大事に乗ってはいるのですけれども、年数の経過とともに、修

繕にかかってきている部分がある。また、重要な夏場・冬場の重要な機械として更新を図ろうとするものでありますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 先ほど、落札率85.1%ということで、低いような気がするのですけれども、直近と言っても2台しかありませんので、もう1台入札したときの落札率と比較して、今回は特に落札率が高かったのかどうか、もしわかればでいいので教えてください。

○議長（大原 昇君） 契約財産主幹。

○契約財産主幹（大場正規君） 直近のことなのでございますけれども、もう1台がどの程度かというのは、現在把握しておりませんので、もしわかれば、また後ほどということをお願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第47号動産の取得についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第48号

○議長（大原 昇君） 日程第11 議案第48号動産の取得についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（高木恵一君） 議案書の145ページでございます。

動産の取得について御説明申し上げます。

議案第48号動産の取得について。

次のとおり、動産を取得するものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の14ページをお開き願ひます。

資料4、議案第48号関係。

動産の取得について。

今回、かねてより美幌スキー連盟より要望がございました柏ヶ丘運動公園クロスカントリースキーコースの圧雪及び整備に要するクロスカントリースキーコース用圧雪車1台の購入に当たりまして、議決をいただきたいというものでございます。

納入場所につきましては、美幌町字西2条南5丁目。

動産の概要でございますが、資料に記載のとおりでございます。

入札年月日、平成28年5月26日。

指名業者、スノーシステムズ株式会社ほか4社でございます。

取得の金額、2,697万8,400円。なお、参考までに消費税抜き価格では2,498万円でございます。

また、落札率につきましては96.4%でございます。

取得の相手方、東京都千代田区内神田1丁目4番2号。スノーシステムズ株式会社、取締役社長大久保雅史。

契約保証金、免除。

契約年月日、議決後本契約による。

納入期限、本契約後190日とするということでございまして、本日議決をいただきましたら、12月20日が納入期限となります。

以上、御説明申し上げます。御審議を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第48号動産の取得についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は15時35分といたします。

午後 3時26分 休憩

午後 3時35分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第12 議案第49号

○議長（大原 昇君） 日程第12 議案第49号工事請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（小西 守君） 議案の146ページをお開き願います。

議案第49号工事請負契約の締結についてを御説明申し上げます。

次のとおり、工事請負契約を締結するものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の15ページをお開き願います。

資料5、議案第49号関係。

工事請負契約の締結について、美幌下水終末処理場水処理施設機械設備更新工事であります。

工事の場所は、美幌町字報徳79番地の1であります。

工事の概要につきましては、記載のとおり

りであります。

入札年月日は、平成28年5月26日。

指名業者は、住友重機械エンバイロメント株式会社ほか記載の4社であります。

契約金額、8,618万4,000円。参考までに、消費税抜きの金額は7,980万円であります。

また、落札率は98.9%であります。

契約の相手方、札幌市中央区大通西4丁目6番8号。住友重機械エンバイロメント株式会社北海道支店、副支店長西村広樹であります。

契約保証金は、契約金額の100分の10以上であります。

契約年月日、議決後本契約によります。

工期、本契約後270日とする。本日議決いただき契約いたしますと、270日後は平成29年3月10日となります。

以上、御説明申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第49号工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第50号

○議長（大原 昇君） 日程第13 議案第50号工事請負契約の締結について議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（小西 守君） 議案の1

47ページをお開き願います。

議案第50号工事請負契約の締結についてを御説明申し上げます。

次のとおり、工事請負契約を締結するものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の16ページをお開き願います。

資料6、議案第50号関係。

工事請負契約の締結について、美幌下水終末処理場水処理施設電気設備更新工事であります。

工事の場所は、美幌町字報徳79番地の1。

工事の概要は、記載のとおりであります。

入札年月日は、平成28年5月26日。

指名業者は、株式会社電建ほか記載の5社であります。

契約金額は、8,046万円であります。参考までに、消費税抜きの金額は7,450万円であります。

また、落札率は96.4%であります。

契約の相手方、網走郡美幌町字美禽184番地の12。株式会社電建美幌支店、支店長吉田忠美であります。

契約保証金は、契約金額の100分の10以上であります。

契約年月日は、議決後本契約によります。

工期、本契約後270日となります。本日議決いただき契約いたしますと、270日後は平成29年3月10日となります。

以上、御説明申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 美幌下水終末処理場水処理施設電気設備更新工事ということで、年度の当初予算は、私の認識ですと1億8,795万5,000円だというように

認識していたのですが、今回8,000万円ということで、落札率も96.4%ということですから、1億円近くのお金が多分残っているのかなど。そのほか、この名目でほかにする工事があるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（小西 守君） この工事につきましては、国の社会資本整備総合交付金により、補助金をいただきながら工事を進めるものであります。

この補助金につきましては、予算段階での申請は1億8,795万5,000円の事業費として要求しておりましたが、4月に入りまして、その交付の内示をいただいているところでございます。その金額がこの契約金額に該当する金額で、補助金の配分が抑えられたということで、今回この金額で工事を発注しているところでございます。

予算の残につきましては、今後、国の予算の状況により追加配分がございましたら、その配分で要望していきたいという考え方もありまして、現在、未執行のまま様子を見るということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 国の補助金が1億8,000万円ちょっとを見込んでいたけれども、8,000万円しかなかったという認識でよろしいですか。ということは、やろうとしていた工事自体も、この計算でいくと約30%とか35%しかできないということですが、そういう認識でよろしいでしょうか。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（小西 守君） 当初、電気設備工事として約1億8,800万円分の工事を見込みました。

その中で、電気ですので、翌年に持ち越せる工事につきまして、翌年に持ち越すと

いうことで、工事を区分いたしまして行うことにしております。

そういう形で、当初計画の整備計画が先延ばしになる可能性もあるということでございます。その年度その年度で、共用できるような内容での事業の区分をしているところがございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第50号工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第51号

○議長（大原 昇君） 日程第14 議案第51号美幌町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議案148ページになります。

議案第51号美幌町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定に基づき、美幌町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更することによって、変更内容につきましては、参考資料により御説明申し上げますので、参考資料の17ページをお開きいただきたいと思います。

資料7、議案第51号関係でございます。

す。

変更目的といたしましては、本年3月に28年から32年度までの5カ年計画を美幌町過疎地域自立促進市町村計画として策定をさせていただきましたけれども、本年度の起債申請におきまして、計画に登載した事業の区分変更等が必要になったことから、計画の一部変更を行おうとするものでございます。

計画に登載をしておりました二つの事業について変更を行うものでございまして、まず、圧雪車購入事業については、区分の変更を行うものでございます。

計画策定時におきましては、屋外施設改修等整備事業として起債申請をすることで進めておりましたけれども、この事業につきましては、産業の振興、(8)の観光又はレクリエーションに該当することが判明したことから、この計画の変更を行おうとするものでございます。

それから、二つ目の変更につきましては、学校給食施設整備事業についてでございます。

この変更につきましては、起債ソフト事業からハード事業へ変更を行うものでございまして、計画策定時においては、過疎地域自立促進特別事業ソフト事業において、起債申請をする予定で進めておりましたけれども、本事業について、ハード事業に該当するということが判明いたしましたことから、計画の変更を行おうとするものでございます。

根拠法令につきましては、過疎地域自立促進特別措置法でございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第51号美幌町過疎地域

自立促進市町村計画の一部変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第52号

○議長（大原 昇君） 日程第15 議案第52号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議案150ページになります。

議案第52号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。

記以下につきましては、参考資料で御説明申し上げますので、参考資料の18ページをお開きいただきたいと思います。

資料8の議案第52号関係でございます。

改正目的につきましては、この組合から脱退する団体が生じたことによる規約の変更でございます。

改正の内容につきましては、昨年11月30日に解散をいたしました北空知学校給食組合が脱退したことに伴い、規約別表第1の変更を行おうとするものでございます。

なお、19ページに新旧対照表をつけております。

施行日につきましては、総務大臣の許可の日でございます。

以上、御説明申し上げます。よろしく

お願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第52号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第53号

○議長（大原 昇君） 日程第16 議案第53号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議案151ページになります。

議案第53号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更する。

記以下につきましては、参考資料により御説明申し上げますので、参考資料の20ページをお開きいただきたいと思います。

資料9の議案第53号関係でございます。

改正目的・改正内容につきましては、議案第52号同様、脱退する団体が生じたこと。北空知学校給食組合が脱退することに伴います、規約の変更、本文の表現の一部変更を行おうとするものでございます。

なお、21ページから24ページに新旧対照表を添付しておりますので、参考とし

ていただきたいと思ひます。

施行日につきましては、総務大臣の許可の日でございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第53号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第54号

○議長（大原 昇君） 日程第17 議案第54号北海道市町村総合事務組合理約の変更についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議案154ページになります。

議案第54号北海道市町村総合事務組合理約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合理約を次のように変更する。

記以下につきましては、同じように参考資料で御説明をさせていただきますので、25ページをお願ひいたします。

資料10、議案第54号関係でございます。

改正目的・改正内容につきましては、議案の52号・53号同様、北空知学校給食組合が脱退したことに伴います規約の変更

を行うものでございます。

なお、26ページから29ページに新旧対照表を添付しております。

施行日につきましては、同じく総務大臣の許可の日でございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第54号北海道市町村総合事務組合理約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第55号

○議長（大原 昇君） 日程第18 議案第55号美幌町へき地保育所条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 議案の155ページをお開き願ひます。

議案第55号美幌町へき地保育所条例の一部を改正する条例制定について。

美幌町へき地保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の30ページをお開き願ひます。

議案第55号関係。

今回の改正につきましては、子ども・子育て支援法施行令の改正に伴い、低所得世

帯、多子世帯等の経済的負担の軽減と文言整理を行うため、条例を改正するものであります。なお、今回の改正の詳細通知が4月以降に来たため、4月1日に遡及して適用するものであります。

改正内容につきましては、要保護者世帯に係る保育料の特例措置の拡充で、町民税所得割課税額が7万7,101円未満の世帯の保育料について、1人目の保育料を従来の金額の半額とし、2人目の保育料を無料とするものです。

次に、多子世帯に係る特例措置の拡充で、軽減の対象となる多子は従来18歳になる年度までの子供でしたが、町民税所得割課税額が5万7,700円未満の世帯または要保護者等のいる世帯で、町民税所得割課税額が7万7,101円未満の世帯に限っては、新たに規定された特定被監護者等にすることにより、対象者の年齢制限を撤廃するものです。

ほか、定義をそれぞれの法令の規定に委ねる文言の整理を行うものでございます。

新旧対照表は31ページ、32ページでございます。

根拠法令等は、子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法施行令。

施行日は、平成28年7月1日。

適用日は、平成28年4月1日であります。

以上、御説明いたしました。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第55号美幌町へき地保育所条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第56号

○議長（大原 昇君） 日程第19 議案第56号美幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 議案の157ページをお開き願います。

議案第56号美幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

美幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の33ページをお開きください。

議案第56号関係。

改正の目的であります。小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校の規定を設ける学校教育法等の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことから、同基準に準じて条例を改正するものであります。

改正内容につきましては、学童保育所の職員である放課後児童支援員の資格について、義務教育学校の教員となる資格を有する者を加えるものであります。

新旧対照表は34ページでございます。

根拠法令等は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準で、施行日は平成28年7月1日であります。

以上、御説明いたしました。御審議賜り

ますよう、よろしくお願いいいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第56号美幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎会議時間延長の議決

○議長（大原 昇君） お諮りします。もはや、4時近くになりましたが、あらかじめ会議時間の延長をしたいと思います、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

◎会議時間延長の宣告

○議長（大原 昇君） したがって、あらかじめ会議時間の延長をすることに決定しました。

◎日程第20 議案第57号

○議長（大原 昇君） 日程第20 議案第57号平成28年度美幌町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議案159ページになります。

議案第57号平成28年度美幌町一般会計補正予算（第2号）について御説明を申

し上げます。

平成28年度美幌町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、主に臨時福祉給付金、町民会館改築事業等の所要額について補正のお願いをしようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億380万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ102億7,186万7,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明を申し上げます。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の変更は、第2表、債務負担行為補正により御説明を申し上げます。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正により御説明を申し上げます。

162ページをお開きいただきたいと思

います。第2表、債務負担行為補正について御説明を申し上げます。

今回の債務負担行為の設定につきましては、町民会館の改築に伴う債務負担行為の設定でございまして、監理業務委託・建築主体工事・電気設備工事・機械設備工事の4本について設定を行おうとするものでございます。

期間につきましては、全て平成30年度まで。

限度額につきましては、それぞれ記載の限度額でございまして、限度額総額として11億3,270万円について設定を行おうとするものでございます。

次に163ページ、地方債補正についてでございます。

農業生産基盤整備事業1,010万円の増につきましては、豊栄地区、稲都福梅地区の事業費増により、過疎債ソフトとして7

70万円、辺地債で240万円の増額の補正を行うものでございます。

次に、町道整備事業400万円の増額でございまして。

当初予定をしておりました社会資本整備総合交付金の割り当て内示額が405万円の縮減となったことから、その財源を過疎債ハードに求めるものでございます。

それから、町民会館改築事業につきましては、建築主体・電気設備工事・機械設備工事・工事監理業務委託について、本年度事業費1億790万円から社会資本整備総合交付金の補助金を除く8,709万2,000円に対して、過疎債を見込み、8,700万円の予算計上を図るものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げますので、議案172ページ、173ページをお願いいたします。

3、歳出でございまして。

一般管理費の役務費、通信運搬費101万4,000円の増でございますけれども、臨時福祉給付金事業に係ります郵便料について増額の補正を行うものでございます。

それから、2目の広報広聴費、印刷製本費75万6,000円の増でございますが、これにつきましては、まち・ひと・しごと総合戦略に係る事業でございまして、町の景色やイベント、あるいは特産品などを町外に広くPRするために、PR用名刺を2万枚作成するものでございまして、役場の職員はもとより、企業あるいは団体などの力もかりながら、町挙げて美幌町のPRを図ろうとするものでございます。

それから、その下の業務等委託料、庁舎敷地内樹木伐採業務委託料20万円の増額でございますけれども、庁舎中庭のトドマツが立ち枯れにより倒木する可能性があることから、伐採に係る予算を計上するものでございます。

続きまして、民生費の4、臨時福祉給付金給付事業でございまして。

これは消費税率の引き上げに際しまして、低所得の住民に与える負担の影響に鑑み、適切な配慮を行うために、暫定的・臨時的な措置として実施をされるものでございまして、町民税均等割が課税されていない者を対象として、平成26年度及び平成27年度に続いて実施をされるものでございまして、平成28年10月から平成29年3月までの6カ月分として1人につき3,000円を支給するものでございます。対象者を4,150人と見込み、これにかかる経費として1,772万9,000円の計上をさせていただいたものでございます。

その次の、5の年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業についてでございます。

この事業につきましては、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援、あるいは平成29年度から実施されます年金生活者支援給付金の前倒し的な要素も加えて、平成28年前半の個人消費の下支えに資するよう実施されるものでございまして、障害基礎年金・遺族基礎年金を受給する方が対象でございます。平成28年度中に65歳以上となる方に対する給付金と同様、1人につき3万円を支給するもので、対象者300人を見込み、これにかかる経費として994万円を計上させていただいたものでございます。

次に、175ページをお願いいたします。

児童福祉事務費の増、子ども・子育て支援システムプログラム改修委託料185万8,000円の増でございますけれども、これは国による多子世帯の保育料負担軽減制度が拡充されることに伴いまして、プログラムの改修でございます。

なお、改修費につきましては、全額国庫補助対象となっているところでございます。

次に、ごみ処分場維持管理事業費の増、修繕費276万7,000円の増でございます。

これは三つの修繕がございまして、まず一つ目が、廃棄物最終処分場で使用しておりますタイヤショベルのガスカート等の部品交換等を行うものでございます。

二つ目が、第Ⅲ期埋立処分場浸出液処理施設の給水設備で漏水が発生し、凍上によって水抜き栓が外れたことが原因であり、これによりまして、沈下した地盤、あるいは地下埋設の施設及び屋外給水管の現状復旧を行うものでございます。

三つ目が、リサイクルセンターでございまして、その他プラ減容圧縮機、平成17年度に導入したものでございますけれども、この動作不良により作業能力が低下をしていることから、ピストンの分解整備とシリンダーの交換を行うものでございます。

それぞれ三つについて修繕を行うもので、276万7,000円の増額となっております。

一部修繕を既存の予算で実施したのもございまして、今回新たにこの三つの修繕が必要だということで、予算計上をさせていただいたものでございます。

ちなみに、それぞれの金額が、タイヤショベルの修繕が98万5,000円、第Ⅲ期埋立処分場の浸出液処理施設については40万円、リサイクルセンターの圧縮機については138万2,000円でございます。

続きまして、農地費、道営土地改良事業費の増、6,214万8,000円でございます。

負担金の畑地帯総合土地改良事業美幌豊栄地区分担金につきましては、国の平成27年度補正で区画整理86ヘクタール、総事業費で1億6,700万円の増で、これの地元負担20%分の計上でございます。

その下の稲都福梅地区につきましても、同じく平成27年度国の補正に係ります区画整理事業63ヘクタール、総事業費1億1,800万円の地元負担20%分の予算措置でございます。

それから、補助金につきまして、美幌豊栄地区農業経営高度化促進事業補助金、それからその下の稲都福梅地区、それぞれ392万4,000円と122万4,000円につきましては、これも平成27年度補正予算に係る追加で、豊栄地区1戸5.45ヘクタール、稲都福梅地区が1戸で1.7ヘクタールの、通年施工に係る補助金の追加を行うものでございます。

8款、土木費につきましては、社会資本整備総合交付金の内示額が縮減されたことによる過疎債に財源の振りかえを行うものでございます。

次に177ページ、10款、教育費でございます。

消耗品費6万円でございますけれども、4月14日に美幌ロータリークラブ様及び美幌ライオンズクラブ様より、学校教育備品整備のためということで6万円の御寄附をいただいたものを小学校3校の体育用教材を購入するものでございます。

次に、社会教育施設費、町民会館等管理運営事業費の増、1億831万円の増額補正でございます。

手数料につきましては、整備に係ります建築確認申請手数料などに係る経費として41万円を。それから業務等委託料、工事請負費につきましては、町民会館の改築工事に着手するため予算計上をしたものでございます。

それぞれ、監理業務委託料260万円、建築主体工事に7,700万円、電気設備工事に130万円、機械設備工事に2,700万円でございます。

この事業いずれも債務負担行為を設定する中で、平成30年7月の完成を見込んであるものでございます。

なお、参考資料の説明につきましては、後ほど教育委員会より御説明をさせていただきたいと思います。

続きまして、図書館費の消耗品費9万7,000円でございます。

4月4日に後藤マツ子様より3万円の御寄附、それに加えまして、先ほど承認5号で御説明させていただきました2件2万円の御寄附及び雑誌の広告料4万7,000円を活用させていただき、図書購入を図るものでございます。

それから12款、職員給与費でございますけれども、その他手当118万7,000円につきましては、臨時福祉給付金事業及び年金生活者等支援臨時福祉給付金事業における職員の時間外手当について、追加をするものでございます。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。

168ページ、169ページをお願いしたいと思います。

168ページの分担金及び負担金、農業費分担金につきましては、国の平成27年度補正予算に係る増でございます。

次の、国庫支出金、社会福祉費補助金2,991万1,000円につきましては、年金生活者等支援臨時福祉給付金及び臨時福祉給付金に係る補助金の増額でございます。

一つ飛びまして、社会教育費補助金280万8,000円の増でございますけれども、これにつきましては、住宅建築物安全ストック形成事業におけます町民会館改築事業交付金のうち、平成28年度の出来高相当額の8.74%について計上をしたものでございます。

それから、農業費補助金2,790万8,000円につきましては、国の平成27年度補正予算に係る追加計上でございます。

それから、教育総務費寄附金6万円につきましては、先ほど御説明をさせていただきました4月14日に美幌ロータリークラブ様及び美幌ライオンズクラブ様からの御寄附でございます。

その下の図書費寄附金の増につきましては、4月4日に日の出1丁目後藤マツ子様から、故木村スエ様が生前図書館にお世話になったということのお礼と、いただいた

寄附金でございます。

それから、財政調整基金繰入金の増、389万3,000円でございますけれども、今回の補正の財源を財政調整基金に求めるものでございます。

なお、補正後の年度末の予定残高につきましては、14億1,612万9,000円となります。

続きまして、171ページ、雑入の1,800万円でございます。

再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業補助金でございます。

町民会館改築事業に係る地中熱の冷暖房設備補助で、交付対象事業費が2,700万円でございます。

その補助率でございます3分の2によります1,800万円の計上でございます。

町債につきましては、第3表、地方債補正で御説明をしたとおりでございます。

以上、御説明を申し上げましたので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（高木恵一君） 町民会館改築事業につきまして、その概要を参考資料に基づき御説明をいたします。

参考資料の38ページをお開き願います。

町民会館の改築に向け、昨年度基本設計を策定し、実施設計業務を委託しておりましたが、3月22日に完了いたしました。

実施設計の策定に当たりましては、議会全員協議会において、また文化連盟や近隣自治会など関係17団体の皆様へ御説明をし、意見交換やいただいた貴重な御意見を内部で検討を重ね、実施設計に生かしてまいりました。

まず、事業の実施期間につきましては、基本設計を含めて、平成26年度から平成30年度までの5年間。工事につきましては、平成28年度から平成30年度までの3カ年で、平成30年7月末の完成を予定しております。

オープン時期につきましては、備品納入や事務室機能移転を含めた開館準備期間を考慮して、30年秋を予定しておりますが、町民皆様が待ち望んでいる施設でもあり、一日でも早い開館を目指してまいります。

次に、事業費は約13億2,000万円を見込んでおり、今回の補正では、建築主体工事・解体除却工事として7,700万円、電気設備工事として130万円、機械設備工事として2,700万円、工事監理業務委託料として260万円、建物等確認申請手数料として41万円の1億831万円を計上いたしております。

また、建築主体工事・電気設備工事・機械設備工事・工事監理業務の今年度分、11億3,270万円につきましては、債務負担行為の設定を行おうとするものでございます。

なお、外部工事、備品・消耗品購入に係る予算につきましては、しかるべき時期に御提案をいたしたいと考えております。

平成28年度分1億831万円の財源充当内訳につきましては、国の交付金であります社会資本整備総合交付金280万8,000円、過疎債8,700万円、その他いたしまして、環境省の再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業補助金1,800万円、一般財源50万2,000円を充当いたします。

なお、38ページから40ページまで、改築を予定いたします建物の配置図・立面図・各階平面図を記載しております。

以上、御説明申し上げました。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第57号平成28年度美幌町一般会計補正予算（第2号）について

を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第58号

○議長（大原 昇君） 日程第21 議案第58号平成28年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 議案の181ページをお開き願います。

議案第58号平成28年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

平成28年度美幌町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ164万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億8,169万4,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、190ページ、191ページをお開き願います。

3、歳出。

1款、総務費、国保事業費納付金等算定標準システム対応プログラム改修委託料164万7,000円であります。

今回の補正は、国民健康保険法等の改正に伴い、平成30年度以降、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに国民健康保険事務を行うことから、北海道との効率的な事務の執行等を支援するための標準的な

電算処理システム対応に係るプログラム改修の補正であります。

歳出は以上であります。

次に、歳入について御説明いたします。

188ページ、189ページをお開き願います。

2、歳入。

2款、国庫支出金、国民健康保険制度関係業務準備事業補助金につきましては、歳出で御説明のプログラム改修委託に係る補助金で、全額国費でございます。

以上、御説明いたしました。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第58号平成28年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第59号

○議長（大原 昇君） 日程第22 議案第59号平成28年度美幌町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（小西 守君） 議案の193ページをお開き願います。

議案第59号平成28年度美幌町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

総則。

第1条、平成28年度美幌町の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、日並浄水場施設における小水力発電機の修繕を既存の修繕費予算で実施したことから、同額の補正をさせていただこうとするものであります。

収益的支出の補正。

第2条につきましては、補正予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

194ページ、195ページをお開き願います。

補正予算実施計画書及び説明書の収益的支出であります。

18節、修繕費、浄水場施設等修繕費226万8,000円であります。

修繕を行うに至った経過であります。この小水力発電機は平成26年3月に整備され、発電を開始しております。

その後、順調に発電を継続しておりましたが、昨年9月の水源地清掃に伴い、河川上流部から仮取水した際、局地的な降雨があったことから、河川が増水し、土砂や落ち葉が導水管に流入し、発電機が停止するということが発生しました。

その際、落ち葉を除去し運転を再開しておりましたが、その後、異音の発生や運転のふぐあいが続いたことから、発電機を停止し、12月に入り、メーカーに調査を依頼。そのメーカーからの現地確認や修繕方法の検討に時間を要していたところでございます。

4月に入り、見積書が提出されましたが、電気料の節減を図るためには、発電機の早期回復が必要なことから、既存の修繕費予算で修繕を実施し、同額を今回補正させていただこうとするものであります。

なお、修繕は4月20日に発注し、5月11日から運転再開となったところであります。

以上、御説明を申し上げますので、よ

ろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第59号平成28年度美幌町水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第1 行政報告

○議長（大原 昇君） 追加日程第1 行政報告について。

町長から行政報告があります。

町長。

○町長（土谷耕治君） さきの行政報告に追加して報告をさせていただきます。

追加行政報告といたしましては、第1に、美幌町立国民健康保険病院の外科医師の退職についてであります。

平成27年4月1日から勤務している外科の常勤医師である西野達生医師より、去る6月2日に、一身上の都合により平成28年7月31日付けをもって退職したい旨、退職願の提出があったところであります。

町といたしましては、慰留に努めておりましたが、本人の意思を尊重して退職を承認したところであります。

西野医師の退職により、8月以降、外科医師が不在となり、外来及び入院診療は当面、院内の常勤医師への引き継ぎを行う考えですが、常勤医師の負担増加も懸念されることから、後任医師の確保に向け、最大限の努力をしております。

第2に、職員の懲戒処分についてであります。このたび、職員の不始末事案に対し、職員の懲戒処分等審査委員会において審議され、その答申結果を踏まえ、6月9日付けで、1名の職員に減給10分の1（4カ月）の懲戒処分をしたところであります。

議案の概要につきましては、当該職員による発注業務に係る支払遅延及び町民の方からの用地処理などに関する相談案件を放置したものであり、適切な事務処理を怠ったことにより、事業者及び町民の方々に損害を与え、職務の信用を著しく傷つけたものであります。

今回発生した事案により、町民の皆様への町に対する信頼を大きく損ないましたことに責任の重さを痛感し、心からおわび申し上げますとともに、関係者の皆様並びに議会議員の皆様に対しましても多大な御迷惑をおかけしましたことに、深くおわびを申し上げます。

なお、今回の職員の不祥事に対し、行政の最高責任者として、本定例会において、私と副町長の責任を明らかにするとともに、今後、このようなことが二度と起こらないよう、組織規律の強化と職員への指導の徹底を図り、再発防止と信頼回復に全力で取り組んでまいります。

○議長（大原 昇君） ただいまの行政報告について、質疑を許します。

質疑は、1人3回までとさせていただきます。

6番 戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 外科医師の退職の件について、若干3点ほどお聞きしたいことがございます。

まず1点目の、一身上の都合ということでございますけれども、個人的な理由なのか、職場の環境が合わないですとか、あるいは給料が安すぎるとか、いろいろな理由があると思うのですが、もしわかる範囲で結構でございますので、その辺の理由をわ

かればお聞かせ願いたいのが1点。

2点目が、今いる常勤医師に引き継いで、外科を担当するということでしたが、今現在、入院されている患者さん、あるいは通院されている患者さんが、外科関係については大勢いると思っておりますけれども、その患者さん等に本当に迷惑がかからないのか、対応をどうするのかという点。

3点目が、新しいお医者さんの確保の可能性について。もし来るのであればいつごろになるとか、時期も含めましてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） お尋ねの1点目です。

今回退職の理由についてということでございますけれども、個人的な理由ということでお聞きしておりますので、町長から報告があったとおり、一身上の都合ということでの御理解をよろしくお願いしたいと思います。

外科の関係の外来患者様、また入院患者様、既に通院されている方も多くいらっしゃいますけれども、その方につきましては、幸いにも総合診療科の先生お2人がもともと外科の出身だということもありまして、内科系の患者様、外科系の患者様、整形外科の先生も含めて、患者様については全て引き継ぎを行った上で、退職されるということで確認をしております。

今後の外科医師の確保の見通しということでございますけれども、退職の意向が示されていて以降、直ちに、外科医師の招聘ということで、これまでこちらのほうに御紹介のあった外科の先生、もしくは関係のある大学等にお話をさせていただいております。

今のところ良い返事はいただいておりますけれども、加えて、紹介会社のほうにもお話をしながら、最大限努力をしております。1日も早く招聘できるようにしておりますけれども、現在のところいつ

という期限で約束をいただいているお医者様はいらっしゃいません。

以上でございます。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 外科医師の退職ということですが、1年と少しということで、非常に残念に思っています。

今質問された方も言いましたけれども、今現在、西野医師がどのぐらいの手術をしていたか、件数がわかれば教えていただきたいということと、現在、国保病院に入院している方の中では、今の総合診療の先生方が対応するということなのですが、町内の医療機関の中で、小さな手術と言ったらおかしいのですが、外科の手術をする方はほとんどいらっしゃらないという状況なのです。

私も2月に小さな手術をしていただいたのですが、手術した後にかなり消毒に通うということで、大きな病気だったら北見に行ったりして入院できるのでしょうか、日帰り手術のようなもので消毒に通うということが非常に大変で、そういうところは町内の医療機関で欠けているところかと思っています。

その点で、どのぐらいの手術をしていたのか、わかればお知らせいただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） ただいまの御質問でございますけれども、外科の外来として手術を行った件数なのですが、平成27年度で56件、ことしに入りまして、4月5月で7件となっております。

手術の内容でございますけれども、皮膚にできた腫瘍の摘出、いわゆるできものですか、皮膚の下のしこりですか、そういったものの摘出ですか、あとは傷の縫合ということになっております。

外来を除く、入院にかかります手術の件数でございますけれども、平成27年度

1年間で35件、28年4月から5月にかけては、件数はゼロということになっております。

先ほども御説明いたしましたけれども、総合診療科の医師が外科出身ということもありまして、当然、国保病院は救急告示病院になっておりますので、救急搬送が当然あると思います。

その中でも、比較的軽度なけがですとか、火傷の処置ですとか、突発的な対応につきましては、ある程度、総合診療科の医師で処置が可能かというように考えておりますし、当然、処置後の手当につきましても可能になってくるのではないかと考えております。

町内に、そのような簡単な手術のできる医療機関がほかにないかということなのですけれども、工藤先生ですとか、平間先生ですとか、場合によっては可能なのかというように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 私も2月に小さな手術にかかったのですけれども、結構あっちこっちに行ってから最終的にということで、町内で本当に欠けているところではないかと思っておりますので、工藤先生や平間先生がどの程度の手術をしていただけるかということももう少し調べていただきたいですし、何より次の医師の確保ということを早急に進めていただきたいと思っております。

それと、西野先生においては、言葉が余り少なかつたかもしれませんが、とてもいい先生でした。何かの事情で離れることになるかもしれませんが、これだけではなくて、今後も美幌の印象を良くして送り出していきたいなと思っております。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 西野先生におきましては、着任以来、外科外来の診

療・入院の診療以外にも、乳がん検診を担当していただいておりますし、また透析患者様のフォローにつきましても、ローテーションに入っていただきまして、その任を担っていただいております。今回の退職は、病院にとって大変マイナスの影響を与えるものでございますけれども、現在いる常勤の先生方の協力によりまして、何とかかなかなというように考えております。しかし、病院にとって外科医師はかなめということになりますので、1日も早く、外科の先生が赴任できるように、最大限の努力をしまいたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 職員の懲戒処分との関係で、報告はこの通りであります。新聞報道によりますと、当該職員については降任希望を出されて受理されたというように承知しております。

ということは、主幹職を今恐らく担当部長が兼務されるような形なのだろうと思っておりますけれども、これによる支障があるのではないかと私自身は考えておりますので、今後の発令等についての考え方等があれば、関連してお尋ねしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 当然支障が出てくるわけですから、できれば早い時期に人事異動を発令したいと、そのように思っております。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 以上で質疑を終わります。

これで行政報告を終わります。

◎提出案件の概要説明

○議長（大原 昇君） 町長から追加提出

案件の概要説明をしたいとの申し出がありますので、発言を許します。

町長。

○町長（土谷耕治君） 本定例会に追加して御提案いたします議案について、御説明を申し上げたいと思います。

議案第60号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定については、今回の職員の不祥事に対し、町民の皆様様の町に対する信頼を大きく損ないましたことに責任の重さを痛感し、心からおわびを申し上げ、行政の最高責任である私、及び職員の管理監督者としての副町長の給与の一定額を減額するための改正を行おうとするものであります。

今後は、組織一丸となって徹底した再発防止と信頼回復に全力で取り組んでまいります。

なお、細部につきましては、後ほど御説明申し上げますので、御審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

◎追加日程第2 議案第60号

○議長（大原 昇君） 追加日程第2 議案第60号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議案第60号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明をさせていただきます。

資料13、議案第60号関係でございます。

改正の目的でございますけれども、今回発生いたしました発注業務に係る支払い遅

延及び用地処理等未処理案件の放置事案、また病院事業における契約業務に係る支払い遅延事案に係る管理監督者責任から、給料月額を減額しようとするものでございます。

改正内容につきましてでございますけれども、附則の追加でございます、町長の給料月額を10%減額し、月額67万3,200円として、平成28年7月分、そして8月支給分について適用を図ろうとするものでございます。

また、副町長の給料月額も10%減額し、月額58万7,880円として、平成28年7月支給分に適応を図ろうとするものでございます。

以上、御説明申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第60号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 意見書案第4号

○議長（大原 昇君） 日程第23 意見書案第4号日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第24 意見書案第5号

○議長（大原 昇君） 日程第24 意見書案第5号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第25 意見書案第6号

○議長（大原 昇君） 日程第25 意見書案第6号平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提出理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長

において別紙記載の提出先に提出すること
といたします

◎日程第26 意見書案第7号

○議長（大原 昇君） 日程第26 意見書案第7号「新たな高校教育に関する指針」の見直しとすべての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第27 報告第7号

○議長（大原 昇君） 日程第27 報告第7号平成27年度美幌町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、お手元に配付しているとおりに報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第7号平成27年度美幌町一般会計予算繰越明許費繰越計算書については、これで終わります。

◎日程第28 報告第8号

○議長（大原 昇君） 日程第28 報告第8号一般財団法人美幌みどりの村振興公社の経営状況報告について、お手元に配付しているとおりに報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

5番稲垣淳一さん。

○5番（稲垣淳一君） 2点ほどお尋ねいたします。

まず、一般財団法人美幌みどりの村振興公社に理事並びに評議員の方がいらっしゃいますが、それぞれの立場・役割・責務等についてお尋ねいたします。どのようなことをされているのでしょうか。

それともう1点、昨年9月に美幌みどりの村あり方検討委員会というものが設置されましたが、今後のみどりの村の事業及び運営をどう進めていけばよいのか、検討を重ねているとありますが、このあり方検討委員会はどのような立場でこの評議委員または理事の方とかかわっているのかお尋ねいたします。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） ただいまお尋ねの2点であります。初めに、あり方検討会のほうからお答えさせていただきたいと思います。

あり方検討会につきましては、みどりの村振興公社の理事並びに評議員、幹事から5名委員を選出していただいて、今後の修繕計画等、さらにはそのあり方等について検討いただいております。

本来でありましたら、昨年中に検討のほうを終わらせる予定でございましたが、検討する課題等が多くあるということで、平成28年度においても引き続き検討させて

いただき、今年度の早い時期に、町に検討結果をフィードバックさせていくことを考えております。よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 5番稲垣淳一さん。

○5番（稲垣淳一君） その大きな問題があつてなかなか進まないということで部長はおっしゃいましたけれども、特にどの辺が問題となつて進んでいないか、お尋ねいたします。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） 申しわけありません。大きな問題ということではなく、掘り下げていくべき課題、例えば、今美幌商工会議所で検討しております美幌ニューツーリズム計画だとか、町でも策定いたしました観光振興計画、これらの中にもみどりの村とのかかわり方というのが非常に大きい部分でありますので、さらに検討を深めて、例えば、せんだつても行いましたが、美幌ニューツーリズム委員会の皆さんとの意見交換だとか、そういった外部の皆さんとの意見交換を通じた中で、さらに掘り下げていく課題等を見つけていくという検討を進めている状況であります。よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 5番稲垣淳一さん。

○5番（稲垣淳一君） みどりの村も平成元年といいますから、もう30年来の施設で、大変なじみのある施設となつておりました、またいろいろと各種イベント等々を繰り広げて、本当に頑張つていらっしゃるなと理解はしておりますし、私もいろいろと利用をさせていただいておりますけれども、今後の30年経過したみどりの村は、どのようにさらなる発展を目指すために、どのような検討を重ねているか教えていただきたい。

今もニューツーリズム関係のことがあつたと思いますが、特にこの部分に力を入れてやっていきたいというものがあればお尋

ねいたします。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） せんだつての意見交換の中でありましたのは、やはりみどりの村は町内で唯一の加工施設を有しているところでございます。

地産地消の拡大だとか、そういったような取り組みもJA婦人部だとか観光物産協会、いろいろな団体の方が取り組んでいらっしゃいますので、そういった部分を充実させていただきたいという御意見がありました。よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） 先ほど、もう1点のお尋ねでございました、評議員と理事の関係でございます。

評議員につきましては、一般財団法人美幌みどりの村振興公社定款で定められておりました、その権限としましては、理事・幹事の選任・解任、理事・幹事の報酬額の決定、評議員に対する報酬額の支給の基準、貸借対照表及び損益計算書の承認、定款の変更、残余財産の処分、基本財産の処分等の権限を有しているところであります。

そして、理事につきましては、同じく定款で定められておりました、理事と幹事を有しております。その職務につきましては、例えば幹事でありましたら、理事の職務の執行を監査し、法令で定める監査報告を作成するだとか、理事につきましては、通常理事会等により、意見をいただいたり、さらには議決をいただくという役割を果たしていただいております。よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） なしと認めます。

それでは、報告第8号一般財団法人美幌

みどりの村振興公社の経営状況報告については、これで終わります。

◎日程第29 報告第9号

○議長（大原 昇君） 日程第29 報告第9号専決処分の報告について、お手元に配付しているとおりに報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第9号専決処分の報告については、これで終わります。

◎日程第30 報告第10号

○議長（大原 昇君） 日程第30 報告第10号専決処分の報告について、お手元に配付しているとおりに報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） この損害賠償の内容を見ると、強風による倒木ということですが、団地内には多くの樹木があると思うのですが、点検して他にそういう倒木の危険のあった樹木があって、さらに伐採したとかそういう状況がもしあれば、お知らせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（小西 守君） 今回、5月8日に、強風により倒木になったわけですが、その後、全公営住宅を巡視して確認をしておりますが、美富公営住宅につきましては、平成5年の整備後木が大分大きくなってきているということで、随時、剪定・伐採した部分はあったのですが、今回の事態を受けまして、9本の樹木について、危険という判断のもとで伐採をしたところでございますので、報告させていただきます。

○議長（大原 昇君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） それでは、報告第10号専決処分の報告については、これで終わります。

◎日程第31 報告第11号

○議長（大原 昇君） 日程第31 報告第11号専決処分の報告について、お手元に配付しているとおりに報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第11号専決処分の報告については、これで終わります。

◎日程第32 報告第12号

○議長（大原 昇君） 日程第32 報告第12号例月出納検査報告について（2月～4月分）、お手元に配付しているとおりに報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第12号例月出納検査報告について（2月～4月分）は、これで終わります。

◎日程第33 閉会中の継続調査について

○議長（大原 昇君） 日程第33 閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した印刷物のおり申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（大原 昇君） 以上で、本定例会に付議されました案件は、全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成28年第3回美幌町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後 4時57分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員